

教育民生常任委員会

(令和3年3月2日)

○ 竹野兼主委員長

皆さん、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより教育民生常任委員会を開催します。

冒頭に、先般、請願審査に関する紹介議員の出席許可についてお諮りいたしましたが、採決に際し、議会基本条例等の関係規定などについて十分な説明が欠けておりましたことを、まずもっておわび申し上げます。

また、小林博次議員から、委員会出席の申出を取り下げる旨の連絡がございました。つきましては、本日、関係規定についてご説明させていただきますとともに、委員会出席の申出に関しまして状況に変化が生じたことから、再度お諮りすることも含めまして、今後の取扱いについてのご協議をお願いいたしたいと思っております。

まず、本件に関し、事務局から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊でございます。

初めに、事務局のほうから関係規定についてご説明させていただくんですけども、本日、机の上に置かせていただきました2枚のペーパーがあるかと思っておりますけれども、まず、A4の縦の資料をご覧いただければと思うんですけども、先日、2月25日に一回目、お諮りをしていただいたという部分の関係規定のご説明です。

初めに、一番上の議会基本条例の第26条では、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者から意見聴取の機会を設けることができるとありまして、さらに、その下の議会基本条例運用規程のほうには、紹介議員が、委員会に出席し、趣旨説明又は意見陳述をしようとする場合は、文書にて請願書の審査を行う委員会に申し出なければならないとありまして、これも2月25日に提出いただいておりますところですので。

最後に、四日市市会議規則のほう、これの第136条第3項に、委員会は、紹介議員又は請願者から説明若しくは意見陳述のための発言の申出があったときは、その許否を決定するというところで、2月25日も許否を決定いただいたというところが現状であるということでございます。

もう一つの資料をご覧いただきたいのですが、先ほど委員長が言われたように、再度お諮りすることも含めてというようなことが実際に可能かどうかという部分のお話なんですけれども、ちょっと線を引かせていただいたところを中心に説明させていただくと、委員会の議事についても一事不再議の原則が適用されるので、基本的に、一回議決した案件を再び審査することはできないんですけども、しかしながらというところですね、例外もありまして、例えば、執行機関が誤った資料を出してきたであるとか、説明員の説明が誤っている場合であったり、あるいは案件をめぐる環境が大きく変わった、あるいは事情が変わってきた場合は再び審査することを認めているということで、そういう見解が示されているということでございます。

事務局の説明は以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

私といたしましては、先般の採決に際しまして関係規定の説明が十分でなかったこと、及び委員会出席の申出に関し、状況に変化が生じたことから、再度、紹介議員の委員会出席について議題とするとともに、本件については、議会基本条例の趣旨に鑑み、出席を許可することについてお諮りしたいと考えておりますが、皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

#### ○ 川村幸康委員

どこから話をというのではないんですけど、まずは、前回、私が不思議に思っておったのは、荒木委員が言われたみたいに、私ら、請願の文書も何も見ていなかったんやわ、あのとき。あのときにもう荒木委員は知っておったでさ、あれっと思ったんさ、私は正直。あのとき、私ら、初めて配られただけやったで……。

(発言する者あり)

#### ○ 川村幸康委員

うん、配られておった。あれ、見て、どんな内容でどんなって読む間もなかったし、それが一つ不思議やったんと、あれっと思っておるうちに、今度は、どうすんの、どうすん

のという話だけになっていったと思っているんですよ、出席してもらるか出席してもらわないか。

そのときに石川委員が、私もあれっと思ったんやけど、請願者やったら出席してもらってもええけど、紹介議員はあかんという話もされたもので、テープも多分残っていると思うんだけど、だから、その2点はちょっと、まずそこで疑問に思ったもので、それをやっぱりしっかりと、委員会は開かれておったわけやで。一事不再議なり、この説明してもらった規程やら条例というのは全て理解しておるし、私としては知っていたわけで、そうすると、前回のあれから、ああいう流れができて、やっていったというところに私、どうも不信感があるのさ。今回、この案をする、せん以前の問題で、こういうような状況がつけられると、本当に議会として公正な審査ができんのかなというふうに、どちらかというと思っています。

本来、議会というのは、この場所で議論をして、いいか悪いかも含めて、自分、それぞれの委員が判断していくというところがやっぱり必要かなと思っているところがあるもので、例えば会議規則では、その可否は委員会で決めるというけど、原則は、紹介議員の後ろには市民意見があって、もし議員が紹介議員になれないというなら、それは陳情書という形になると思うんですよ。

そうすると、請願の在り方として、紹介議員がいて、そして審査をしていくという形の中で、あの委員会の議論というのは、なしにはできやんなどと思っているんです。やっぱりそれはきちっと、あのことについてはきちっと考えて、そしてどうあるべきかというところはきちっと正していかと、今後、議会の手続的な部分ってやっぱり大事やと思っているもので、俺は。

だから、私は冒頭に委員長にも責任あるよと言ったのは、これ、そういう諮り方をするものなんですかと言ったと思うんですよ、私、きちっとそこは。だから、そこら、全然無視されていったでさ、そこも私は問題だと思っておるしね。特に議会運営委員会の委員長もおるで、やっぱりそれは責任を持って議会運営をやられておる立場の方やでね、そこも問題やなど思っとるの。やっぱりそれはきちっと明らかにして、残して、そして広く周知をせんとかあんのかなと思っておる。でなけりゃ、おかしいことになるよ、議会はこれから。

## ○ 竹野兼主委員長

よろしいか、川村委員。今、お話しされた部分のところ、先ほど事務局からもお話がありましたけど、そのように感じられたという部分のところについては、どうやって調べるかというか、何がというのは、それは個人的にそう思われた部分だと思います。

それから、私が表決という形の部分のところを出させてもらったのは、はっきりと、請願者の、もしくは紹介議員の部分のところでも説明はオーケーである、ただし、その部分のところについて委員会では、採決をするのかどうかという意味合いで最初からノーと言ったわけではないということは、間違いなく、そうやって言ったと私は思っております。

そんなことも含めて、この前の形になったんですけれど、先ほども事務局から説明させましたように、本当にいろんな意見がありながら、私の差配の部分のところにも問題があったのかもしれませんが、今、責任はあるよと言われれば、その責任については、私の責任やと思っておりますが、今回の部分のところについて、その内容的な部分のところ、議会基本条例を含めた中での適用の部分については、きちっとした形で、今の状況はこういう状況であるということを説明させていただいたと思っております。

その中で、改めて、この委員会の中で皆さんにもう一度、採決というか、この状況を確認させていただくことをお願いできますかというお願いをしているところですので、それ以上でもそれ以下でもない。そして、内容につきましては、この請願の部分のところについて、この委員会としてしっかりとした議論を進めていくということについては、間違いのないというふうに私自身は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## ○ 川村幸康委員

竹野委員長の言うことはよう分かっておるんですけど、ただ、大事なものは、前回のことがあって、それを踏まえて今回があるわけやで、前回のことはもう一遍今から審査する、可否をするんやで、ええやないかという話ではなくて、やっぱり前回に至ったプロセスはきちっと検証していかんと、議会手続として、あつたにもかかわらず、なかつたよな、今回。

だから、私からすると、会派内でも説明させてもらったんやけど、分かりやすく例え話で言うと、例えば、交通規則を守りましょうという方向性で多分やっていると思うんですよ。交通規則の中に何があるかといったら、赤信号、止まりましょうとか、スピード、何kmまでですよという枝葉の部分が出てくると思うんですよ。

今、議会改革なりを含めて何でもそうなんやけど、ルールや規則はあるんだけど、実は

市民意見を聞いていきたいと思いますということであったり、議員が政策提言したいと思いますということであったり、市民参加の促進をしていきたいと思いますというのは、議会基本条例の大きな柱、幹、方向性やと思うんですよ。

それに対して、例えば何条の何条ではこういう枝葉がありますという話なのに、この間の議論で一番欠けていたなと思うのは、こういう方向性があるって、よりよく市民の声も聞いていきたいと思います、その市民代表の議員の意見も聞いていきたいと思いますというのが全部置かれて、最後の会議規則で、委員会の可否だけを求めるということになったところの物の考え方とプロセスに私は問題があるんじゃないかなということを感じているわけさ。

だから、会派内でもそれは言って、私は、別に小林議員や豊田政典議員が出てくるのがどうかという話ではなくて、これは逆に言うと、今回、教育民生常任委員会だけではなくて、議会の在り方として議会基本条例なり、いろんな議会運営上のルールがあって、それは、こういう方向性でこうやってやっていくんですよということをやっていたと思うんですよ。それがこの間のは全く違ったから、そういう意味では。そこはやっぱり俺は、きちっとそのことは、過去は振り返っていただきながら、そうしたら次、どうしていきたいと思いますということにしていかなと、いやいや、もう喉元過ぎたらもうええんやという話ではないと思っておるで、そこだけはやっぱり。

だから、逆に、言われた当事者の人からすると嫌か分からんけど、そうではなくて、私が言っておるのは。やっぱり議会というのは、そういう方向性の手続はあるということ。それともう一つ、私は逆に、委員長も含めてやけど、事務局に言いたいのが、その辺のところの方向性を欠いたままやっていると、どうしても枝葉だけが、幹にひつついとらんとやってしまうと、この間みたいな結果になっていくというおそれがあるということは非常に危険やなと思うのさ。

だから、このできる規定とか何かというのは、しなければならぬはなかなか難しかったから、議論したときに。議会基本条例でも。だから、できる規定という形の中で方向性はこうですねという決め方をしてきたと思っておるもんで。過去を振り返ると。それがもしあれやったら、がんじがらめに、しなければならぬになるとなかなか難しいところもあるもんで、条例上な。だから、そこはやっぱりきちっと委員会でも方向性の確認をしてもらって、その上で、行政手続もそうやけども、議会の議論の手続の仕方はきちっと踏まえてもらわないと、そのたびにこんなことになるとうかかなと思うもんで、そのことだけは表明させてもらおうかなと思っ。

## ○ 竹野兼主委員長

ご意見ということで。

すみません、今、根本的なお話をされた、その部分のところについては、委員の皆さんは全員そういう状況であると私は思っております。

その中で、その方向性という意味合い、過去の部分も振り返ってという状況でいくと、これまで、請願の部分のところについては、紹介議員が説明をしてきたことはなかなかありませんでした。その部分のところを考えると、自分自身、そういう話が出ていますという状況を言われると、委員会の運営の部分のところ、お二人は他の委員会に出られて出席されている部分のところ、どうすればうまく進められるのかなという、自分のしっかりできなかった部分のところが、つい、そういうような形で採決をしたりというような話になってしまったのかもしれないなど、そんなような気持ちで今は、先ほどもお話しさせてもらいましたが、深く反省しております。

その中で、改めて今日、請願については、今、川村委員から方向性の部分のところを確認してほしいというような話もありましたけれど、そういう意図的な部分については、ないというような思いで、改めて、この請願をどのような形で審査するのかという意味合いのところについての協議をお願いしたいというのが心からのお願いです。

## ○ 中村久雄委員

ちょっとまだ理解ができていないので、質問させてもらっていいですか。

まず1点目が、この再審査、一事不再議の原則が今回適用されないということですが、これも、これが例外の例えばどれに当たるのかなど。案件をめぐる環境が大きく変わった場合というのは、紹介議員2人が1人になってもそんなに大きく変わっているとは全然理解できないし、どういう形があるのか。最初に出された、僕たちに与えられた情報、資料というのが不十分、説明も不十分だったということはあるんですけど、それはどういうふうにかえているのか。

## ○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊です。

今回、再審査の資料を配布させていただきましたけれども、その中で幾つかその例外の

場合が示されていますが、今回、要は関係規定の説明が十分でなかったという部分で、説明員の説明がちょっと不十分であったということがまず1点ですね。それと、当初、紹介議員のお二人が趣旨説明に行きたいと言われていたところが、お一人になったというところ、その請願をめぐる状況が変わってきたと、この2点をもって例外とするというふうに考えておるところです。

#### ○ 中村久雄委員

意見陳述をする紹介議員が2人になろうが1人になろうが、それは大きく変わったとは言えないと思うけど、その辺は後のためにはっきりしといたほうがええんと違うの。

#### ○ 竹野兼主委員長

そういう指摘をしていただいているところですけど、2人が1人になるのは、数字的には1減ですけど、その議員が出席して説明をしたいという意味合いのところ、お一人の申出がなくなるということは大きな意味だというふうにご理解をしていただけると助かりますけれど。

#### ○ 中村久雄委員

なかなか理解できへんけど、その辺が苦しいところは理解できますので、あれですけど、議会基本条例と市議会会議規則ですが、私もなかなか不勉強で、議会基本条例の請願趣旨の聴取というのは、今、川村委員が、市民意見を聞くという大きな精神があるんやというふうなことを言われ、僕たちも、市民意見を聞くというのは当然で、話をしたいという申出があったら行くよというんですけども、そういう意味で、前回は賛成という意思表示をしたんですけども、これをよく読むと、この主語は委員会なんやね、委員会が、審査に当たって請願趣旨を十分に理解するため、分からんところがあったら、ちょっとここ、詳しく聞かせてよということを求められるということやね。だから、ここだけ読むと、請願趣旨を見たら内容は理解できるので、ノーというのは、来なくてもいいですよというのは納得できる話なんですよね。

ただ、この順番でいったら、要は3番目の四日市市議会会議規則で「委員会は、紹介議員又は請願者から説明若しくは意見陳述のための発言の申出があったときは、その許否を決定する。」ということで、こういう文言があったら、最初の議会基本条例のやつは、こ



それは申出がなかった場合の委員会の立ち位置なのかな。だから、請願者から意見陳述をしたいという申出がないときのために、委員会から、その内容について理解できやんところがあるので、説明に来てくれという部分なのかなというふうに読み取れるんです。

3番目だけを見たら、紹介議員から意見陳述をしたいという申出があったら、委員会でその可否を決定するというので、今までやってきた部分で、話をしたいということであれば、それは話を聞きましょうよとするのが大勢にあるのかなと。

○ **竹野兼主委員長**

1番は、できる規定ですよ。だから、いつでもできるよという部分のところが書いてあるだけで……。

○ **中村久雄委員**

それ、主体が委員会なのね。委員会で内容が分からなかったら呼べるよと。

○ **竹野兼主委員長**

うん、それもあるね。

○ **中村久雄委員**

それで、3番目は、申出があったときやから。申出があったときは、委員会はそれをマルかペケかをつけることができる。

○ **竹野兼主委員長**

だから、その真ん中のところに、今回は、申出があったので3番目を考えてしまったという、現状で……。

だから、このところで申出がやっぱりあって初めてということになるんでしょうね。

○ **渡邊議会事務局主事**

今回のケースというのは、お二人の紹介議員の方々から申し出たいと、お二人の議員からやりたいというようにお話があったもんでですね、であれば、この会議規則の第136条の3項に該当するということです。

○ 中村久雄委員

そうですね。だから、この会議規則はなかなか日本語が難しいので、この1番目は、請願者や紹介議員から申出がなかったときは、委員会で呼ぶことができるというところの理解で、申出があったら、その申出を受けるかどうかは委員会が決定すると、そういう理解ね。

○ 竹野兼主委員長

はい、それでお願いできますか。

○ 中村久雄委員

はい、意思が決まりました。

○ 伊藤昌志委員

すみません、ちょっと私も確認のところまで二つあります。

まず一つ、ちょっと別件から先にいきますと、請願者の方って、一旦、紹介議員の申出が断られたという状況って知ってみえますか。そもそも多分、紹介議員の方が出てもらえるから、請願者は出ないというところもあったのかなと。その理由は正式にはこちらは知らないですけど、この状況というのは把握しているんですか。

○ 渡邊議会事務局主事

その請願者の方が来られないので、代理でこの紹介議員をというようなお話は当然聞いておるところですけども。

○ 川村幸康委員

それは何、自分の都合なの。ほかに理由があって、来たいけど来れないの。

○ 竹野兼主委員長

そのところについては、住所と名前等は出されているんですけど、連絡先が全く書いていなかったという、これは問題あるのと違うかという話をさせてもらったんですけど、

請願を受理する際は、電話番号までというか、連絡先までというのはいないんですよね。

できたら請願者のほうにそういうような形でということもお伝えできたら本当はよかったですなと思っているんですけど、今回、先ほども川村委員からいろいろ言われて、指摘されているところはあるんですけど、議員は……。

○ 川村幸康委員

つまり、請願者は、断られていることは知らんわけ。

○ 竹野兼主委員長

連絡のしようがなかった。

○ 川村幸康委員

知らないということでもいいのね。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

その部分のところについては、ちょっとこちらでは……。

○ 川村幸康委員

事務局も知らんの。

○ 渡邊議会事務局主事

実は、今日午前中に請願者の方から電話がありまして、事務局に。事務局に対して、請願の趣旨説明が駄目になった、委員会で取り上げられやんようになったというふうに聞いておるのやけどというようなお電話、これはいただいております、それに対するお返事としては、本日、もう一度お諮りする場を設けておりますということでお伝えさせていただいたというところです。

○ 川村幸康委員

正副委員長には伝えてあるの。

○ 竹野兼主委員長

まだ、僕も初めて聞いたところなので。

○ 伊藤昌志委員

いや、それを伺ったのは、今、事務局も言ってもらいましたが、結局、その紹介議員がいるから自分はずに、お願いするということであったわけですね。

○ 渡邊議会事務局主事

ちょっと、電話越しなので、なぜ請願者の方が本日来られないのかどうかという確証にはならないかもしれないですけども、電話口で言われたのが、やっぱりコロナ禍とかの事情があって私としてはなかなか行きづらいというようなところもあると。そうやもんで、議会にみえる議員の方から説明をというようなことをしてもらいたいと思って今回提出しているというふうなお話は聞いています。

○ 竹野兼主委員長

すみません、ありがとうございます。

今いろいろお話をいただいていますけれど、基本的には、文字でしっかりと趣旨説明がされている、その部分のところについて、ここはどうなんだという部分、分からない部分のところについては、改めてこの委員会で、先ほどもお話しさせてもらいましたが、しっかりとした文書に対する、また、紹介議員の説明について質疑をするという状況で、この教育民生常任委員会としてはしっかりとした対応を取っていきたいというか、すみません、紹介議員という部分のところでは、まだ今、決まっていませんというか、それを諮ってもいいかどうかはまだ確認されておられませんので、ここのところについて、今そういう議論をさせていただいているというところでご理解をお願いしたいと思います。

○ 伊藤昌志委員

今、その前段でお伺いしたかったわけです。結局、その方がそういうつもりであったなら、それが結局、ないがしろにされてしまったという結果だなと思ったので、事前に聞き

たかったと。

もう一つは、事前に事務局を通じてお願いしてあったのもあって、これ、仕組みを教えられていると思うんですけども、やっぱりこの請願のタイトルからいくと、普通が何かは分かりませんが、私、その否定する部分がすごく、あまり分かっていないので、だから、あの場で反対理由がぜひ知りたいというようなこともちょっと発言したと思っているんです。

それは置いておいて、前回確認したんですけど、この会議規則からいくと、許否を決定すると最後にあって、要は採決的なことしかしない場であるということなんですかね、結局は。議員間討議であるとか……。

○ 竹野兼主委員長

それはないです。

今の話のところでは、この紹介議員の趣旨説明の申出を受け入れるか受け入れないかという状況に今なっているので、伊藤昌志委員におかれましては、請願審査の際に、ぜひ議員間討議というか、当然ですけど、その部分のところについての議論をしっかりと進めたいというふうに思っています。

○ 伊藤昌志委員

ですから、許否を決定するのみの場所ということですね。それであれば、先ほどの前段の質問からいくと、非常に大きな問題、運用自体を考え直さなきゃいけないという、これは会派を通じて上に上げるものだと思うので、ここで言う場ではないんですけど、それぐらいの大問題だと思うんです。先ほどの前段の私の質問からいくと。可否だけ決定すると。

(発言する者あり)

○ 伊藤昌志委員

いやいや、本人が、コロナ禍の影響もあって紹介議員の方に託した、それを簡単に採決だけ採って終わらす。議員間討議をするまで……。

○ 竹野兼主委員長

それについては、今日初めて話が出た形であって、連絡先が全く分からなかったので、できなかった部分があるということでご理解をお願いしたいんですけどね。

#### ○ 伊藤昌志委員

はい。ですから、それは分かっています、今、私も初めてご本人の理由を聞きました。ですから、それは前段で確認したかったことであって、請願者は紹介議員に託したということではないかと思っていたんです。それがこの場で、会議規則では許否を決定するのみ、採決的なことのみしかしないというと大問題だなと私は思っているの、確認をしました。

#### ○ 川村幸康委員

ちょっと待って。シンプルに言うと、今の伊藤委員、難しく言っておるけど、要は私が、以前の問題やんかと言うたのはこれがあって、中村委員は、最後のところで、委員会が主語で決めるという話の判断の考え方を言われておったんやけど、私からすると、請願者から託されて紹介議員が言ってくれということで、例えばこの間、荒木委員が言われたみたいに、小林議員や豊田政典議員が議員政策研究会で言っておるからという言い方をされましたよね、この間。議員政策研究会での発言で大体分かっておるから、もうしてもらわんでええという。そやけど、私から見ると、あのときもちょっと違っておって、受け止め方は。紹介議員は、請願者の意を酌んで、請願者がなかなか来れないから紹介議員が説明をしたいということで、今聞くと、コロナ禍でということも理由に上がっておるけど、今の時期やでね。ただ、それで来れないから、そうしたら紹介議員に託すということで、紹介議員はここへ来たいということに対して私は何ら否定できやんのやんと思っておるの、俺は。託された市民意見が来ておるもんでな。

だから、文言で許否を決定するというのは手続上はなっているけれども、例えば請願者もしない、それから紹介議員もそういうことを託されていなくて、説明したいという申出もなかった場合は、こんなことも起こらんと。もう何もなしという確認だけすることやったんやろうけども、前回の場合に私はそれを言いたかったんさ、俺も言葉足らずで悪かったんやけど。請願者から紹介議員が託されてきたということに対してルール上はこうなっておるけれども、私は拒否が、極端なことを言うのできやんの違うかなと思って。普通なら異議なしでいくもんやろうなと思っておった。

それが、さっきの冒頭の話なんやわ。幹から枝葉だけが落ちていってしまったもので、

そこにつながりがないやないかと思ったんさ。こういうことをしてしまうと、議会運営上、これからおかしくなるなと思ってさ。そうしたら何や、こうなったときは、ぱちんと切れて、ここだけを取って、可否を決定すると書いてあるでという文言だけを取り上げてしまうと、非常におかしいなと思っておるところがあるのさ、俺はな、正直。

#### ○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

今の話の部分のところも含めて、今回、何度も申し上げますが、説明の不足、そして紹介議員の1人が申出を辞退するというところで環境が変わったことによって、改めて皆さんにお諮りをさせていただけるようお願いできないでしょうかという部分のところ、今いろんな話をさせていただく中で前向きに進めていきたいなというふうなところは思っているところでもありますので……。

#### ○ 中村久雄委員

委員長おっしゃるとおりで、だから、請願の内容の議論は次で、今回、ここでは趣旨説明を聞くか聞かんか、意見を述べる機会を与えるかどうかの話やで、請願の内容はちゃんと審議する。たとえ紹介議員から申出がなかったって、この請願趣旨をちゃんと理解してやったらいいので、ちょっと何かぐっと議論が深くなっておらへんかなと思って。

#### ○ 伊藤昌志委員

私のまだ少ない経験でいくと、三重県教職員組合三泗支部さんが2回にわたって、当たり前のようにやってくる時なんかは、自然に、はいみたいな感じで受け入れていた。これを見ても、紹介議員だから、請願者だからというところを区別するところではないとやっぱり思えたので、今の説明を受けても。そうすると、過去の私の記憶だと、三重県教職員組合三泗支部さんからの2回の定例的な請願のお話を聞くという機会を当たり前のように受けている委員会ですよ、2年間、皆さん、同じ場ですよ。

それがなぜ、ぱっと、前回は、賛成の人は手を挙げてと。少数なので、あっ、じゃ、なしよみたいになったのかなと。

#### ○ 竹野兼主委員長

その部分のところについて、伊藤昌志委員、2年目の状況だと思うんですけど、私、16年おる中で、紹介議員がそういう形で説明をしたいと申し出てきたことは今までに一回もありませんでした。そういう状況も含めて、どんな状況なんかなというのがあったというのは、先ほど冒頭のほうでもお話しさせていただいておると思いますけど、それぐらい、状況としては今までにないことだったので、今の部分のところでは指摘されたらそのとおりにかもしませんが、私の判断の部分のところでは、申し訳ない状況があったということをお話しさせてもらったんです。

## ○ 川村幸康委員

竹野委員長が言われているところでいくと、今まで一遍もなかったからとかいうのは、気持ち的には酌めるところはあるのやけど、基本的に、前例があろうとなかろうと、議会の手続やルールというのは整備されておって、そしてなおかつ、この整備されてきた背景も、議員として理解をする中で、この運用規程をきちっと使っていくということなんやわな。だから、目的と手段を一緒にしてやっていけよということやと思っているんですよ、私は。

その上でいくと、委員長が今回、今まで紹介議員が来たことがないと言うのは、私はちょっとおかしいと思っておる。それは事実か分からへんけど、きちっとしたこういう手続があるんやで、この手続にのっとってどう議会の運営していくかということにならんと、議会改革とか、議会局とか言っておるけど、さらさらおかしいんさ。

そこがやっぱり事務局も含めて全委員で意識の共有をしとかんと、やっぱりちゃんとあるのは、こういう議会基本条例や運用規程や会議規則ですよと。そしてこの三つとも市民参加を促したり、議案を審査するに当たってきちっとやりましようとか、その願意を酌み取っていきましようとか、そういうのが流れておって、やっていくというルールですよと。

そうすると、基本的に委員長ね、ここが一番大事やに。申出があったら、ある程度、私は、それはもう聞き入れるという状況に四日市市議会はなっていかなとあかんのが、何で今回だけは、前例がなかったとか、紹介議員がほかの委員会に入っておるとか、そういう理由の中で、ぱちんと枝だけ切られて、諮られたということが、やっぱり俺はこの教育民生常任委員会で前回やったことは反省せなあかんことやと思っておるのや。そこが一番、みんなが肝に銘じやなあかんということを俺は主張しておるわけや。

だけど、もうそれは置いておいて、今日は可否すんのやという話になっていくと、それ



は違うよと。そこが四日市市議会や委員会のありようとして、頑張っただけで条例をつくったり、ルールをつくったりなんかしてやってきても、いやいや、それは運用の仕方やテクニックで、全然違うほうに行っただけであかんということをおっしゃるわけや。そこをやっぱり理解せんとあかんわ。

### ○ 竹野兼主委員長

私もちょっと言葉が足りていない状況もありますので、申し訳ありませんが、先ほど川村委員から指摘されている部分のところについては、先ほどもお話しさせてもらったように、個別にそれぞれしっかりした意識を持って委員として臨んでもらえると思っています。

ただ、委員長といたしましては、先般の採決に際しまして、先ほども事務局から説明させましたけど、関係規定の説明が不十分、そして委員会出席の申出の状況に変化が生じたことから、再度、紹介議員の委員会出席について議題とさせていただき、本件については、議会基本条例の趣旨に鑑み、出席を許可することについてのお諮りをしていきたいと考えておるんですけど、よろしいでしょうか。

### ○ 川村幸康委員

もうくどくど言わんで、ここで過ちをもう一つ犯したんやで。基本的に私、中村委員と一緒に、一事不再議は、例外規定にはならんと思っておる、今回は。今の渡邊君の説明では。紹介議員の申出が1人になったとか、そんなんでは苦しい。これからはもし議会でそんなことがあった場合やと、度々起こるから、やっぱり一事不再議というのは、過去に何回かもめたことがあるのや、議会でも、相当にやり直しして。かなり人間関係がこじれるまでやったこともあんのや、過去には。

だから、そういう意味でいうと、一事不再議というルールはルールで、原則はきちっと守らなあかんや。守った上で、もし例外をするのであれば、その例外は何やったんかということ、だから、俺は、ちょっと時間がかかってもここで議論しとかなあかんと思っておるんや。そうでなかったら、また単純に事務局のテクニックで、はい、一事不再議の例外規定の、ちょっと2人を1人に変えて、こんなんでもいいですよ。そういう話ではないということや。

そういうふうにして取り繕おうとして、この原文のある意味とかあれを変えていくとやっぱりあかんわけや。だから、それはしっかりと全員が腹落ちして、分かって、それなら、

きちっと一事不再議のこれとこれでやっていきたいと思いますということやさ。もう一事不再議の例外規定を当てるしかないんやでな、次、もし決を採ろうと行動するならば。そうしたら、そこもやっぱりきちっと全員が腹に落ちて、それやねということになっていくと、議会として手続を重んじて、公正な民主的な運営の仕方でやれるということにできますよと。それが極端なことを言って、根回しやいろんな情報の差があって何かやっていくということになると、それは開かれた、オープンな教育民生常任委員会の平場が平場じゃなくなるよということを俺は危惧しておるだけなんや。

だから、そこがやっぱり前回のところで一番指摘したいことなんや。だから、もう一遍、委員会運営をきちっと、ルールに基づいてちゃんとやっていきたいと思いますということだけ、俺は言っておるだけやでさ。

だから、やっぱり委員長の立場をおもんばかって、一番大事な議会の原則論とか、一事不再議の原則とかいうことをきちっと明確にして、その上で、そうしたらこうしようということになっていかんと、何遍、議会改革やと言っておっても、全然それやったら、ちゃんちゃら、行政手続は進んでいっても、議会手続はおろそかになっていくばかりでさ。全然無視してやっていくんやったら、そうしたら、声の大きいもんと、思惑で多数決でやるやつが勝っていくだけの話ではあかんよということをおるわけや、今、俺は。

#### ○ 竹野兼主委員長

ご指摘はもう十分ですので、今の話の中で、私自身の部分のところという、先ほどそういう意見をいただきましたが、今回の部分のところについては、何度も申します。説明が不十分、そして紹介議員の出席の部分のところでも大きく状況が変わったということ、委員の皆さんにはご理解いただき、改めて再審査をお願いできないでしょうか。

#### ○ 中村久雄委員

もう一遍確認させてもらいます。この市議会基本条例、議会基本条例運用規程、会議規則と三つ並べてもらっていますけれども、上位規程ってあるの、この三つの中で。

でも、会議規則、一番下に書いているけど、これが先にできておるよね、やっぱり。会議規則をちゃんと勉強しておかなあかんけど。

#### ○ 竹野兼主委員長

中村委員、まず、会議規則については、当然そちらが先で、議会基本条例は……。

○ 中村久雄委員

そう、僕たちが初当選して議会に入ったときに……。

○ 竹野兼主委員長

入ってきてもらったときに、その前の年につくった。実際にこういうことだろうというので、ここに当てはまる部分のところについては、多分、今回初めての状況やったと思っています。そんなのを含める中での上位規程という意味合いのところでは、今、どうやって判断していいのかというのは分かりません。

ただ、議会基本条例は4年に1度の見直しというような状況もあるので、その部分のところについても、初めてこういう状況にあって、すみません、委員長の不手際というか、能力のなさの部分のところでもこういう問題の形になってしまった。その部分を含めて、議会基本条例の見直しのところについても一度考えなあかんのかなというふうに、委員長の立場としては考えているところです。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

議会基本条例と会議規則のことで、中村委員からご質問をいただきました。

議会基本条例、そして会議規則とも、こちらは議決で定まる条例並みの非常に重い規定でございます。

会議規則に関しましては、こちらは議会運営上の手続を定めたものでございまして、成立は議会基本条例より古く、昭和40年代ぐらいに定められて、全国に標準会議規則というのがございまして、本市議会もそれに準じるような形でつくられておりまして、全国、全市議会統一の会議の運用の在り方とだけいただければ結構だと思います。

翻って、この議会基本条例に関しましては、平成23年5月に制定いただきまして、こちらも本市議会の最高規範という位置づけにはなっておりますけれども、主に議会の基本方針、考え方を明確に示したものというふうにご理解いただければと思います。

内容的には、議会基本条例、そして会議規則と、それぞれ一部重複するような文言も、この請願に関わらず、見受けられますけれども、会議規則にも全く同じようなことが実は

書いてございます、手続論的な部分が。それをあえて議会基本条例にも位置づけることによって、本市議会の市民参加の姿勢を色濃く打ち出したものと解されますので、そのように読み取っていただければと思います。両規定とも手続的には変わりはありません。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。分かりました。

うちの会派の中で、小川議員が議会基本条例をつくったものですから、そのときにまとめておったもので、ああいうところ、違うんや、違うんやと言うておるんやけど、議会基本条例第26条だけを見たら、本当に委員会がそれを決めるという段階やけど、この3番目のやつを見たら、やっぱり申出があったときは、それを聞くようなことが、前向きに、物すごい前がかりになっているというところが読み取れます。それがなかったときに、申出がなかったときに、この第26条が補足でできたのかなというふうなところを推測するものであります。

今回、やっぱり、説明が不十分なという部分で、我々は十分に理解する時間も間もなく諮ったことが、これが一番大きな、一事不再議をひっくり返すほどの、その理由になるかなというふうなことを感じるということだけは意見を申し述べて、粛々と進めてください。

○ 川村幸康委員

事務局をお願いしておきたいんやけど、標準会議規則に、申出があった場合もそうやけど、紹介議員は、それがあった場合には、出席してこの請願の内容を何かしなければならぬというのがあるな。委員会の許可を取って。何かそういう規定もあるんやったら、それをやっぱり載せておいてほしかったなと思って。標準会議規則にあるんやで、きちっと。

○ 田中議会事務局議事係長

失礼しました。川村議員、おっしゃるとおり、委員が申し出た場合は委員会の許可、ただ、委員会がぜひこの議員を呼びたいと言った場合は、こちらは義務になります。

そのことが会議規則に規定してございます。失礼しました。

○ 伊藤昌志委員

すみません、本当に内容のことではないので、仕組みをすごくちょっと知らないと本当に大きな問題だと思っていて、請願が上がってきたわけですね、陳情ではなくて、これは請願なんですよ。そうすると、やはり今回、許否を決定するにしても、既に紹介議員が1人変わったと、もう状況が変わっているわけですね。請願者と紹介議員がいて出してきたものに対して、委員会は、ちょっと変えたわけですよ。

○ 竹野兼主委員長

変えたというのは、こちらで変えたわけではないので。

○ 伊藤昌志委員

オフレコで言うなら、結局は、もう一度その場を設けるために、通すためにやってもうた、そうやってやってきたというふうにしか、要は多数決の戦いをしているようにしか見えなくて……。

○ 竹野兼主委員長

ここは委員会ですので、その臆測の部分のところの話については、申し訳ありませんが、こここのところで止めていただいて……。

○ 伊藤昌志委員

そうですね、分かりました。そうすると、それを踏まえて申し上げると、例外で再審査になる理由をはっきりと残すべきだと思います。そこが納得できないと、ここが納得できないものがそのまま通っていけば、議会運営上の問題があるし、ここの会議規則に問題がありますよね。紹介議員又は請願者から説明若しくは意見陳述のための云々かんぬんで、その許否を決定する。多分、そのまま、ああ、そうだねと言って、受けるようなものに私は捉え、今のお話からいくと、委員長の16年間に、私の2年間とか、皆さんのお話を聞くと、うん、じゃ、はい、そうねと言って、そのまま話を聞くのがセオリーだと私は感じているんです。でも、それが違うよということであれば……。

○ 竹野兼主委員長

16年とか2年という意味合いの重さの部分ではなくて、16年間やっている中で、一度もそういうのがなかったという。16年という部分のところの重さじゃなくて、回数の部分のところで、委員会が年4回ずつだと六十何回、委員会に出ていく中で、今まで初めてやなという意味合いで、決して何か抑える部分でも何でも無い。そういう意味で取られると、誠に申し訳ないですが、そういう意味ではないということです。

○ 伊藤昌志委員

よく分かっております。ですから、そういうものではないということ、川村委員とのお話でありましたので、この文言、2行だけを見ると、紹介議員と請願者というのは同じような立場であり、そのまま普通に許否を決定するというふうに、自然に受け入れるもののように捉えられるものですから、そうでなくて、賛否をしっかりと採るようなものであれば、議会運営上の問題が私はあると今、感じているので、そういう意味では、きちんとこの例外で再審査になる理由をはっきりと残していただきたいですと。ここです。最後だけ。

○ 竹野兼主委員長

すみません。何度も言っていると思うんですけど、ここの部分については、関係規定の説明が十分でなかったこと、そして、委員会出席の申出に関し、状況に変化が生じたことで、できれば本件については、議会基本条例の趣旨に鑑みて、出席を許可することについてのお諮りを改めてさせていただきたいと考えるんですけど、委員の皆さん、お願いできませんでしょうかというふうに……。

○ 伊藤昌志委員

そうすると、不可思議な点が一つあります。2人が1人に変化したことが例外の審査に当たるということで、じゃ、そもそも論に戻って、この文章のとおり、2人でも紹介議員の出席を認めるべきだったと、私はここまでの話でそう思っているんですけど、事務局、違いますか。

○ 竹野兼主委員長

いや、そこがなければ、この形にはなかなかできなかったというのもあるよね。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員長

分かりました。すみません。事務局のほうから、出席の部分のところ、今の話になってしまいますけど、一番は、関係規定の説明が十分でなかったという理由で今回開かせていただいているということで、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

○ 伊藤昌志委員

それで、ここまでの話で、この2行が、正しく同じように同列に扱われるもの、紹介議員や請願者が同列であり、このまま普通に受け入れるべきものであるというような捉え方ができる文章であるならば、この2人を1人にしたのは、前回の結果によって変えてきた内容ですので、それこそ、それも一旦戻すべきではないでしょうか。今のお話からいけば、そうなるのではないですか。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

こちらは、小林議員のほうから委員会後、取下げという形で希望を聞いておりますので、今、この時点でお諮りできるのは豊田政典議員のご出席ということでございます。ただ、後刻、万が一、また小林議員が出席されたいということでご意向を示された場合は、また改めてお諮りをして追加していただくということも、請願審査の前までであれば可能であるかと思っておりますので、ただ、この場といたしましては、まだ小林議員が出席されるという申出が一旦取り消されておられる状況でございますので、そこをちょっとご理解いただきたいな思います。ちょっと条件がそろっていないということで、申し訳ございません。

○ 竹野兼主委員長

伊藤昌志委員に、ぜひ、もしお許しいただけるなら、委員会の委員長として、こういう話になったと、もし説明していただくのがまだしていただけるという状況であれば、先ほど事務局が話をさせていただいた、請願の審査の前までにお話をいただければ、その形の部分のところでは前向きの善処をさせていただくということ、委員長の立場で小林博次

議員にお話をさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

#### ○ 伊藤昌志委員

さらに疑義が生じているような気がするんですけど、事務局さん、おかしくないですか。ですから、説明不十分であることと、プラスアルファの理由が2人から1人になったからということで、今回委員会が開かれた。しかし、話をしていけば、もともとこの三つの議会基本条例、議会基本条例運用規程、会議規則からいけば、紹介議員や請願者というのは同列であり、自然に受け入れてきたわけですよ。ですから、この場でも自然に受け入れるようなことになるんかと思うんですけど、しかし、これが開かれる理由の一つとして、紹介議員の申出が2人から1人になったということに向こうが言ってきたのは、前回簡単に許否を決定してしまったがために起こっていることですよ。これ、とても大事ですよ。

ねじ曲げて、これを解釈しろということを私はできないので、真っすぐしかできないので、それを一旦、これ、じゃ、ここで可否を決めました。例えば、いい悪いと決めた。その後でもう一度、小林議員に、私が委員の立場でこの話でというのは、真つ当な順序ですか、ねじ曲げているだけじゃないですか、そんな。

ですから、きちっと戻って考える、もう一度聞くなり、今の私にそんなことをする権限があるとは思いませんけど、皆さんの話からいけば、決まっているこの文言からいけば、当然、前回2人を自然に受け入れるという体制を考えるべきだったというところに戻らないと、その後の請願者や紹介議員の意向を酌んで、この場を決めるということ自体が間違っていないですか。

#### ○ 竹野兼主委員長

すみません。今の話の部分でいうと、委員会の運営の部分のところでも一事不再議という状況があります。前回、中村委員が確認していただいたように、表決の部分のところについては、一旦そういう形になりましたが、今回は、関係規定の説明が十分でなかったことというのを理由に、改めて表決を行わせていただきたいというお願いをしているところです。その部分のところについて、今、小林博次議員の辞退の申出がありましたけれど、その部分のところについては、改めて委員長の立場で、少し議論の中でというのがあるので、そこは……。



○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

伊藤議員がおっしゃるには、今回の再審査をさせていただく事由が、状況把握が不十分であったことということであれば、その前段で、まず、紹介議員のことに関してもフラットな状態で再び審査をしたいと、するべきだというご意向かと存じます。

ここはちょっと委員長のご采配なんですけれども、一度休憩していただいて、当該議員にご確認いただく等々、ここはちょっと再審査ということでご無理を、ちょっと事務局としての不手際でありまして申し訳ございません。慎重にということであれば、委員のほうから動議が出ている以上は、一度休憩していただいて、小林議員のご確認を取っていただいた上で進めていただくほうが、皆さんもお時間を取らせて申し訳ないんですけれども、より慎重な、公平な審査になるかと思しますので、委員長、ご一考のほどよろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

今、事務局のほうからお話がありましたので、改めて委員長のほうから小林博次議員に今日、今の話を少しお伝えさせていただいて、改めて本人の確認をした後に、委員会を再開したいと思えます。

当然ですけど、説明をしたいというお話があれば、お二人の部分のところ、何度も言いますが、関係規定の説明が十分でなかったことを理由に、一事不再議の部分のところについては、改めて表決をさせていただくという形で進めることをお願いしたいと思えます。

それでは、14時35分まで休憩したいと思います。

14：28 休憩

---

14：36 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは委員会を再開します。小林博次議員に再度確認させていただいたところ、この形で出席の申出がありました。今回、先ほどもお話しさせていただきましたように、この

委員会を開かせていただく部分のところにつきましては、関係規定の説明が十分でなかったことということで、本件については、議会基本条例の趣旨に鑑み、出席を許可することについて進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、当委員会に付託されました請願に関し、豊田政典議員及び小林博次議員の委員会出席の申出についてを議題とさせていただきたいと思えます。

何かご質疑ございますでしょうか。

○ 荒木美幸委員

これで、日程調整のほうは、また委員長で調整していただくんですかね。

○ 竹野兼主委員長

今、この形でご承認をいただければ、お二人の紹介議員に説明をいただく状況を考えて、今回、委員会の中で予備日まで使ってやらなければならない可能性は高いとも思いますが、ここの部分のところについては、もし採択された場合につきましては、正副委員長に一任をお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、他にご質疑もないようですので、簡易採決でお諮りしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

当委員会といたしましては、本件について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

よって、本件については、許可することに決しました。

請願審査の時間につきましては、正副委員長において調整させていただきたいと思いますので、ご一任をいただきますよう、よろしく申し上げます。

どうも、本日は長時間にわたりありがとうございました。

14 : 38 閉議